

令和元年度
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

31世監第180号
令和2年3月31日

世田谷区議会議長 様
世田谷区長 様

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	阿部能章
同	山口裕久
同	津上仁志

令和元年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査結果	5
第 3	団体別の監査結果	8
	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	9
	公益財団法人世田谷区保健センター	14
	株式会社世田谷サービス公社	20
	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	26
	社会福祉法人泉会	34
	社会福祉法人なごみ福祉会	36
	株式会社ニチイ学館	38
	アイカタ株式会社	40
	株式会社Macocco	42
	株式会社ホテルオークラエンタープライズ	44
	株式会社オーエンス	46
	社会福祉法人大三島育徳会	48

第1 監査の概要

令和元年度財政援助団体等監査の概要は、次のとおりである。

1 基本方針

財政援助団体等の監査に当たっては、財政援助等に係る公金の適正な支出を担保することを目的とし、当該団体等の出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、出資及び財政的援助等の目的に沿った事業運営が円滑に行われているかについて、地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項に基づき監査した。

2 監査実施対象団体等

令和元年度は次の団体及び担当所管部を監査対象とした。

(1) 出資、補助及び公の施設の管理を行っている団体

監査実施対象団体	担当所管部	出えん金	平成30年度補助金
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	スポーツ 推進部	5億円	2億716万円
公益財団法人 世田谷区保健センター	保健福祉部	4億円	6,438万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

注：対象とした公の施設については、(5)に記載した。

(2) 出資及び公の施設の管理を行っている団体

監査実施対象団体	担当所管部	出資金
株式会社 世田谷サービス公社	政策経営部	4億円 (出資比率89.89%)

注：対象とした公の施設については、(5)に記載した。

(3) 補助団体(外郭団体)

監査実施対象団体	担当所管部	平成30年度補助金
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	保健福祉部	3億6,284万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

(4) 補助団体 (外郭団体以外)

監査実施対象団体	担当所管部	平成 3 0 年度補助金
社会福祉法人泉会	保健福祉部 障害福祉部	9,542 万円
社会福祉法人なごみ福祉会	保育担当部	6,751 万円
株式会社ニチイ学館	保育担当部	7,525 万円
アイカタ株式会社	保育担当部	7,304 万円
株式会社Macocco	保育担当部	6,100 万円

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

(5) 公の施設の管理を行っている団体

監査実施対象団体	監査対象 とした施設	施設担当 所管部	指定期間
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興 財団	大蔵第二運動場	スポーツ 推進部	平成 29 年 4 月から 令和 4 年 3 月まで
公益財団法人 世田谷区保健センター	保健センター	保健福祉部	平成 29 年 4 月から 平成 31 年 3 月まで 平成 31 年 4 月から 令和 6 年 3 月まで
株式会社 世田谷サービス公社	北沢区民会館	北沢 総合支所	平成 30 年 4 月から 令和 5 年 3 月まで
株式会社 ホテルオークラエンタ ープライズ	スカイキャロット 展望ロビー	世田谷 総合支所	平成 29 年 10 月か ら令和 5 年 3 月ま で
株式会社 オーエンス	健康増進・交流施設 「せたがや がや がや館」	生活文化部	平成 30 年 4 月から 令和 5 年 3 月まで
社会福祉法人 大三島育徳会	玉川福祉作業所 (玉川福祉作業所 等々力分場を含む)	障害福祉部	平成 27 年 4 月から 令和 2 年 3 月まで

注：指定期間は、令和元年度財政援助団体等監査の範囲における指定管理者としての指定期間を記載した。

3 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度監査実施日までの、次の事務とした。

- (1) 監査実施対象団体における出資・補助金等財政的援助に関する出納その他の事務
- (2) 監査実施対象団体における公の施設の管理に関する出納その他の事務
- (3) 区の担当所管部の出資・補助金等の交付・清算等に関する事務
- (4) 区の担当所管部の公の施設の管理に関する事務

4 監査の観点

区から支出された公金等が、監査実施対象団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の観点に基づき実施した。

- (1) 出資・補助金等の財政的援助の目的、内容が公益上の必要性からみて妥当か。
- (2) 出資団体の運営は適切かつ順調に行われているか。
- (3) 出資団体の事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (4) 補助金等の交付・申請手続等は適正か。
- (5) 補助対象事業は計画的かつ効率的に執行されているか。
- (6) 会計経理、財産管理の方法は適正か。
- (7) 公の施設の管理は協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。

5 監査の方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、対象団体及び財政的援助等を行っている担当所管部に対し、事情聴取等により実施した。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、補助金や指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、対象団体及び担当所管部への事情聴取により実施した。

(3) 公認会計士による会計書類調査

次の7団体について、公認会計士による会計書類調査を委託により実施した。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
公益財団法人世田谷区保健センター
株式会社世田谷サービス公社
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
株式会社ホテルオークラエンタープライズ
株式会社オーエンス

社会福祉法人大三島育徳会

6 実施日程

(1) 監査委員による監査

令和2年1月15日から令和2年1月24日まで

(2) 事務局による監査

令和元年11月8日から令和元年12月19日まで

(3) 公認会計士による会計書類調査

令和元年11月8日から令和元年11月28日まで

第2 監査結果

令和元年度財政援助団体等監査の結果、次の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

- (1) 監査実施対象団体における出資・補助金等財政的援助に関する出納その他の事務
- (2) 監査実施対象団体における公の施設の管理に関する出納その他の事務
- (3) 区の担当所管部の出資・補助金等の交付・清算等に関する事務
- (4) 区の担当所管部の公の施設の管理に関する事務

引き続き適正な事務の執行等に資するため、監査全体を通じた要望事項等を述べる。

1 外郭団体の経営について

区の外郭団体は、これまで、様々な分野で区の行政サービスを補完・支援するだけでなく、区民サービスを拡充するための独自の事業を展開してきた。一方、区政を取り巻く社会経済状況は、社会保障制度の見直し、働き手の不足、情報技術の高度化、人口増などにより大きく変化している。区においても、地域包括ケアシステムの充実、風水害・震災への対策、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした交流やスポーツ振興など、喫緊の行政課題が山積している。こうした状況の中で、外郭団体には、その専門性や機動性を活かし、より一層機能を発揮することが期待されている。そのためには、自主財源の確保や人材育成はもとより日常的に事業の必要性・有効性を点検し、経営の改善に取り組まなければならない。

今回の監査対象団体においては、人事・給与制度の見直しによる財政収支の改善、区民ニーズに的確に対応するための組織の見直しや職員の専門性の向上などに計画的に取り組まれている団体があったことを評価する。各団体においては、より一層の経営の改善及び事業の効率化を図りながら、それぞれが持つ専門性等を活かして、期待される役割を十分に果たすことができるよう努められたい。区は、今後とも、外郭団体の経営基盤の確立に向けた取組みを支援するとともに、外郭団体が自主性・自律性を最大限に発揮して区民サービスの一層の向上に資するよう、団体ごとの経営の状況に応じた適切な指導・調整に努められたい。

また、今回の監査では、消費税及び地方消費税について、事務処理上の誤りにより過少に申告・納付している団体があった。申告金額の誤りは団体の会計処理の信ぴょう性にも影響を与えるおそれがあるため、適正かつ確実な税務申告を行われたい。

なお、一部の団体においては、業務が多様で多岐にわたっていることから会計の事務処理が煩雑になっており、指定管理業務に係る収支状況を容易に、かつ、正確に把握することが難しい事例があった。各団体は、効率的・効果的な事務処

理に向けた改善に取り組むとともに、担当所管部においても、団体が正確で円滑な会計処理を進められるよう、指導・支援されたい。

2 補助金の適正な執行について

区は、質・量ともに増大する区民ニーズに対応するため、区民サービスの担い手となっている民間事業者等に毎年、多額の補助金を交付している。区の令和元年度一般会計の当初予算における補助金の総額は約266億5,200万円で、当初予算全体における構成比は、約8.3%となっている。

区の補助金は、地方自治法第232条の2を根拠として、「公益上必要がある場合」に限り、交付できるものである。このため、補助金の交付に当たっては、客観的に公益上の必要性が認められなければならないと、常にその必要性、公平性、有効性等を検証することが必要である。また、補助金交付事務の執行に当たっては、正確かつ適切な審査や事務処理が求められている。

しかし、保健福祉関連の補助金の交付申請や実績報告に関する書類について、補助対象経費や収入関係の金額等に記載漏れや誤記のある状態で団体から提出され、担当所管部において十分な確認がなされないまま受理している事例が見受けられた。団体から提出される書類が正確に記載されていない場合、区は補助金を交付する必要性や、その効果等を正しく審査・検証することができない。こうした書類の不備は、これまでの監査でも見受けられ繰り返し改善するよう意見を述べてきたところである。担当所管部においては、補助金が公金で賄われていることを改めて認識するとともに、交付手続等におけるチェック体制を強化し、適切な補助金交付事務に取り組まされたい。

また、今回の監査では、認証保育所を運営する団体に対して交付した保育士等処遇改善助成金において、補助対象の要件を満たしていない職員が対象として含まれていたことによる団体への補助金の超過交付が見受けられた。担当所管部は、交付申請書や実績報告書等の内容を十分に確認するとともに、状況によっては団体への聴き取りを行うなど、慎重に審査し、適時、必要な指導・調整を行われたい。

なお、区は、認証保育所等を運営する団体に対して、様々な補助金を交付してその運営を支援しており、施設数の増加等により補助金の交付団体数や交付額も増大する状況となっている。しかし、今回の監査では、認証保育所運営費補助金の実績報告書に添付されている費目別内訳書において、借入金や差引剰余額など収支状況を示す項目の内容の表記が団体によって異なるなど、必ずしも統一された基準で作成されていない状況が見受けられた。担当所管部においては、団体に提出を求める書類に記載すべき内容を改めて確認したうえで団体への周知と適切な助言等を行うことにより、提出された書類から施設の運営状況を正確に把握し、補助事業の成果が的確に得られるよう、検討されたい。

3 指定管理者制度の効果的な運用について

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、民間事業者等が有する運営のノウハウや専門性・柔軟性を活用することにより、区民サービスの向上と経費の節減等を図っていくことで、より効果的・効率的な施設運営が行われることを目的とするものである。

このような目的を達成するため、公の施設の設置者である区は、区民サービスの向上や経済性・効率性の観点から、指定管理者が基本協定書や年度協定書・仕様書に則り、適切かつ確実に指定管理業務を実施しているかを確認するとともに、指定管理に関する業務に係る収支の状況を的確に把握・検証することが必要不可欠である。

今回の監査において、「月 1 回」実施することになっている清掃業務が、仕様書には「年 1 回」と記載されているなど、履行すべき業務内容が仕様書に正確に記載されていないことから、仕様書の内容と事業報告書に記載された履行内容が一致していない事例があった。施設担当所管部は、指定管理者が行うべき管理運営業務の詳細を把握し、協定書及び仕様書が、正確かつ適切に履行できる内容となっているか確認されたい。

また、協定書に基づき区が指定管理者に無償で貸与している物品について、区の備品ラベルが貼付されていないため区の備品であるか否かが正確に識別できないものや、指定期間中、貸付物品に交換や追加などの変更が生じた際に必要となる手続きが漏れているものがあった。施設担当所管部は、指定管理者との定期的な物品の照合作業や協定書に基づく物品の貸付の手続きを確実に行うなど、より適切な物品管理を行われたい。

さらに、今回の監査において、団体の指定管理業務に係る経理が当該団体の他の事業部門の経理と明確に区分されていないため、個々の施設の指定管理業務に係る収支状況を正確に確認できない事例が見受けられた。指定管理業務に係る収支状況を把握・検証するためには、指定管理者から正確な収支報告書を求めることが必要である。指定管理業務の経理は、団体の他の部門の経理と明確に区分し、会計年度ごとに収支状況等を比較・評価できるよう帳票を整備することが望ましい。

公の施設の管理に関しては、経理規程等が作成されていない団体が見受けられた。経理規程等が明文化されていない場合、会計処理を行う基準が曖昧となり適正な事務処理ができないおそれがある。指定管理者においては、指定管理業務に係る財務の正確性をより担保する体制を確保するため、公の施設の管理に係る経理規程等の整備を検討されたい。

区では、指定管理者制度のより効果的な運用を図るため、令和 2 年 1 月、これまでの「指定管理者制度運用に係る指針」及び「指定管理者制度運用に係る指針事務要領」を統合・改定し、新たに「指定管理者制度運用に係るガイドライン」

を策定した。指定管理者制度は様々な分野の施設で活用され、今後も、柔軟で効率的な施設運営により区民サービスの向上に資することが期待される。施設担当所管部においては、本ガイドラインを十分に踏まえ、指定管理者制度のメリットを高められるよう、より一層適切な運用に努められたい。

なお、区においては、本ガイドラインによる指定管理者制度の運用状況を見定めながら、特に、指定管理に関する業務における本部経費や利益等の考え方及び収支報告の記載方法なども検討を加え、今後も本ガイドラインの見直しを適宜行うことにより、指定管理者制度において、より透明性の高い、効率的で効果的な施設運営が図られるよう、期待する。

第3 団体別の監査結果

令和元年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「」で記載した。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月23日

実施内容 世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である大蔵第二運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年11月21日、12月4日、13日

実施内容 世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である大蔵第二運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和元年11月18日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区大蔵四丁目 6 番 1 号

設立目的

世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与する。

組織（令和元年 9 月 30 日現在）

理事会	11 人（理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 8 人）
監事	2 人
評議員会	12 人
事務局	57 人（常勤 30 人、契約 19 人、非常勤 8 人）
事務局長（常務理事兼務）	1 人
事務局次長	1 人
管理課	20 人
施設課	35 人

主な事業内容

ア 区からの受託事業

（ア）区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業

区から委託されたスポーツ・レクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図っている。

（イ）区から受託する社会体育施設の管理及び運営

総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）、大蔵第二運動場、千歳温水プール、区立小・中学校スポーツ開放施設等の区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者へのサービス向上を図り、広く区民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っている。

イ 自主事業

（ア）スポーツ及びレクリエーション振興事業

子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあったスポーツ教室、競技大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

（イ）スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業

区民スポーツまつり、元旦あるこう会等、子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に親しむことができる各種事業を実施し、区民のスポ

ーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。

(ウ) スポーツ及びレクリエーション団体育成事業

総合型地域スポーツ・文化クラブ育成、地域活動団体支援等の事業を通じ、区内のスポーツ・レクリエーション団体を支援し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っている。

平成30年度決算状況(平成29年度決算状況)

単位：円

科目	平成30年度	平成29年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,265,338,694	2,174,339,077
(B) 経常費用計	2,234,058,692	2,148,049,946
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	31,280,002	26,289,131
(D) 経常外収益計	3,946,150	0
(E) 経常外費用計	4,286,600	1
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	340,450	1
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	30,939,552	26,289,130
(H) 法人税等	1,982,900	2,088,100
(I) 当期一般正味財産増減額 (G) - (H)	28,956,652	24,201,030
(J) 一般正味財産期首残高	407,902,121	383,701,091
(K) 一般正味財産期末残高 (I) + (J)	436,858,773	407,902,121
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産期首残高	518,795,593	518,795,593
(M) 指定正味財産期末残高	514,849,443	518,795,593
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K) + (M)	951,708,216	926,697,714

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資

区は、平成11年2月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

補助金

区は、平成30年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

区分・内容	補助対象事業費	補助金額
スポーツ及びレクリエーション振興事業	446,778,205	151,675,449
スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業	47,436,519	43,732,459
スポーツ及びレクリエーション団体育成事業	10,771,816	10,764,533
その他財団の目的を達成するために必要な事業	17,611,513	989,926
合計	522,598,053	207,162,367

公の施設の管理

区は、総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについて、総合運動場及び大蔵第二運動場は平成29年度から令和3年度まで、千歳温水プールは平成26年度から平成30年度まで及び令和元年度から令和5年度まで、世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。

平成30年度の指定管理料は、合計5億1,437万3,000円となっている。そのうち、今回監査対象とした大蔵第二運動場（世田谷区大蔵四丁目7番1号）の指定管理料は0円である。

また、総合運動場、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについては、利用料金制を導入している。平成30年度の利用料金収入の合計は9億1,634万6,670円で、そのうち、大蔵第二運動場の利用料金収入は5億8,819万3,440円である。

大蔵第二運動場の平成30年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	0	施設管理運営費 (うち人件費)	346,360,546 (65,834,537)
利用料金収入	588,193,440	区への納付金	237,347,726
合計	588,193,440	合計	583,708,272
		収支差額	4,485,168

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷区スポーツ振興財団に対して、次のとおり行政財産の使用を許可し、使用料を免除している。

面積単位：㎡

所在(名称)	種類	面積	目的
大蔵四丁目6番1号 (大蔵運動場水泳場及び体育館等)	建物 土地	272.66 25.0	世田谷区スポーツ振興財団の事務所、駐車場等
船橋七丁目9番1号 (千歳温水プール3階)	建物	10.16	キッズスペースの設置
船橋七丁目9番1号 (千歳温水プール1階)	建物	0.81	レンタルロッカーの設置
船橋七丁目9番1号 (千歳温水プール地下1階)	建物	15.6	マッサージチェア等の設置

3 監査の結果

監査の結果、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団における事業運営、補助金及び監査対象とした公の施設である大蔵第二運動場の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区保健センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

(なお、この監査結果において「公益財団法人世田谷区保健センター」は「世田谷区保健センター」と表記し、公の施設である「世田谷区立保健センター」は「保健センター」と表記した。)

監査委員による監査

実施日 令和2年1月21日

実施内容 世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年11月26日、12月9日

実施内容 世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和元年11月12日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区保健センターの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区三軒茶屋二丁目53番16号

設立目的

世田谷区民の健康の保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する。

組織（令和元年9月30日現在）

理事会 11人（理事長1人、常務理事1人、理事9人）

監事 2人

評議員会 11人

事務局 163人（常勤84人、非常勤69人、臨時10人）

事務局長（常務理事兼務） 1人

所長 1人

医療部長 1人

管理課 21人

医務課 91人

専門相談課 48人

主な事業内容

ア 保健センターの維持管理運営

指定管理者として、保健センターの施設・設備及び物品の維持管理運営に関する事務を行っている。

イ がん対策事業

（ア）胃がん検診受付センター

区の胃がん検診全般の総合的窓口を開設し、受付業務等を行っている。

（イ）胃がん検診及び乳がん検診

胃がん検診（40歳以上の区民を対象とするエックス線撮影法による検診及び50歳以上の区民を対象とする内視鏡による検診）と乳がん検診（40歳以上の女性の区民を対象とする視触診及びマンモグラフィによる検診）を実施している。

（ウ）がん検診等精度管理

区が実施する5つの対策型がん検診（胃・大腸・肺・乳・子宮）及び胃がんリスク（ABC）検査の精度管理を実施している。

(エ) がん相談コーナー

在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的として、対面相談及び電話相談を行っている。また、治療と就労の両立支援として就労相談を実施している。

ウ 健康増進事業

18歳以上の区民を対象として健康度測定を実施し、栄養・運動・休養の観点から助言、指導を行うとともに、各種健康教室を実施している。また、運動指導員等の専門職員の派遣による地域での健康づくり支援や、健康体操等を指導することができるリーダーの養成・活動支援等を行っている。

エ 健康教育事業

講演会や健康教室を開催し、健康に関する相談や指導を行うとともに、健康情報紙「げんき人」を発行している。また、区からの委託により、特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

オ 障害者相談支援事業

(ア) 障害者専門相談

障害のある方の医療や障害に関する多様な相談への対応や必要な情報提供等を行っている。また、障害者施設等へ専門職員を派遣し、支援技術向上のための指導・助言を行っている。

(イ) 乳幼児育成相談

乳幼児の発達・発育に関する相談と専門評価を行い、個々の相談ケースに応じた社会資源の情報提供や適切な支援へのつなぎ等を行っている。また、母子保健事業や障害児福祉施設等へ専門職員を派遣し、障害特性の理解や環境調整等について指導・助言等を行っている。

(ウ) 高次脳機能障害相談支援

高次脳機能障害に関する相談支援を行うとともに、支援者養成のための人材育成事業等を行っている。

カ 保険診療等による検査事業

地域医療を後方支援するため、医療機関から依頼を受け、保険診療による各種精密検査（胃、大腸、乳房、子宮、一般精密、心臓）を行っている。

キ 検体検査事業

子宮がん検診（細胞診検査）及び大腸がん検診（便潜血検査）の判定業

務等を行っている。

ク 財団料金規程等による事業

世田谷区保健センター料金規程等による事業として、企業健診・個人健診等を行っている。

ケ その他の技術提供事業

(ア) 住宅改造アドバイザー

自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者宅を訪問し、住宅の改修相談に応じる理学療法士等を派遣している。

(イ) 福祉施設等技術支援

障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行っている。

平成30年度決算状況(平成29年度決算状況)

単位：円

科目	平成30年度	平成29年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,483,211,098	1,464,244,566
(B) 経常費用計	1,477,951,020	1,447,742,252
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	5,260,078	16,502,314
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	0	0
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	5,260,078	16,502,314
(H) 法人税等	3,954,000	4,532,400
(I) 当期一般正味財産増減額 (G) - (H)	1,306,078	11,969,914
(J) 一般正味財産期首残高	211,795,269	199,825,355
(K) 一般正味財産期末残高 (I) + (J)	213,101,347	211,795,269

指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産期首残高	400,000,000	400,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	400,000,000	400,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K) + (M)	613,101,347	611,795,269

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資

区は、昭和51年10月の財団法人設立に当たり、基本財産1,000万円を出えんした。その後、昭和61年度に2,000万円、平成2年度に2億7,000万円、平成3年度に1億円を出えんし、基本財産は合計4億円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

補助金

区は、平成30年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

区分・内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区保健センターの運営に関する事務 財団の運営に係る経費	25,382,472	9,504,106
精密検査等の医療事業に関する事務 保険診療等検査事業、検体検査事業に係る経費	218,447,362	54,879,957
合計	243,829,834	64,384,063

公の施設の管理

区は、保健センター及び総合福祉センターについて、平成29年度から平成30年度まで、また、保健センターについては、令和元年度から令和5年度まで、世田谷区保健センターを指定管理者として指定している。なお、総合福祉センターは、平成30年度末で廃止された。

平成30年度の指定管理料は、合計11億1,057万9,120円となっている。そのうち、今回監査対象とした保健センター（世田谷区三軒茶屋二丁目53番16号）の指定管理料は5億8,296万3,480円である。

保健センターの平成30年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	582,963,480	施設管理運営費 (うち人件費)	581,993,610 (359,600,730)
合計	582,963,480	合計	581,993,610
		収支差額	969,870

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷区保健センターに対して、区民の総合的な健康診査及び健康相談等の実施のため、保健センターの建物の一部(683㎡)の使用を許可し、使用料を免除している。

3 監査の結果

監査の結果、公益財団法人世田谷区保健センターにおける事業運営、補助金及び監査対象とした公の施設である保健センターの管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、公認会計士による会計書類調査において、平成30年度の消費税及び地方消費税に係る金額に誤りがあり、過少に申告・納付されていることが判明した。公益財団法人世田谷区保健センターでは、直ちに税額の再計算を行い、当該年度の修正確定申告及び追加納付を行ったことを確認した。税の申告に当たっては、税額の算定等に誤りがないよう、正確な事務処理に努められたい。

また、公益財団法人世田谷区保健センターの会計は、数多くの事業部門別に区分され、さらに事業部門の中に区の指定管理に係る業務とその他の業務の区分があるため、会計の事務処理が非常に複雑な体系となっている。このため、公認会計士による会計書類調査の際、指定管理に関する業務の収支の調査に必要な資料を抽出し、集計することが容易にできない状況があった。会計事務の正確性や職員の作業負荷の軽減等の観点から、より、簡易かつ迅速に抽出できるよう事務処理の工夫を検討されたい。

なお、保健センターは、令和2年4月、区の保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」に移転する。公益財団法人世田谷区保健センターにおいては、引き続き、検診、検査等の事業計画件数の達成に向け、区と連携し取り組まれたい。

株式会社世田谷サービス公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資の目的に沿って事務事業が運営されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月16日

実施内容 世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である北沢区民会館の担当所管部である北沢総合支所への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年12月2日、11日、19日

実施内容 世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である北沢区民会館の担当所管部である北沢総合支所への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和元年11月28日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷サービス公社の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区太子堂三丁目25番9号

設立目的

世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与する。

組織（令和元年9月30日現在）

取締役会 7人（代表取締役1人、取締役6人）

監査役 2人

総務部 13人

参与 1人

第一事業部 871人

第二事業部 25人

社員合計 910人（常勤85人、非常勤825人）

主な事業内容

ア 施設維持管理等事業

（ア）公共施設の維持管理事業

総合支所（世田谷総合支所を除く）、まちづくりセンター、区民センター、地区会館、世田谷美術館、世田谷文学館、民家園、教育会館、野毛青少年交流センター、砧図書館等の維持管理を受託している。

（イ）区政情報センター（コーナー）の運営（区役所ほか4箇所）

区・都等刊行物の閲覧及び説明、有償刊行物の頒布、売上金の収納事務、コピーサービス等を行っている。

（ウ）公園施設の維持管理事業

世田谷、羽根木、玉川野毛町の3公園での受付・案内及び使用料収納事務、駐車場管理、世田谷公園ミニS Lの運営業務、テニスコート・野球場管理等を行っている。

（エ）物販事業

世田谷公園売店の営業、郵券等の販売、雑貨販売等を行っている。

（オ）特定建築物等定期調査・建築設備定期検査

受託している公共施設の維持管理業務とともに、又は単独で業務を受託して、施設全体の調査・検査を行っている。

（カ）指定管理者事業

指定管理者として、世田谷区民会館、北沢区民会館ほか3施設の管理運営を行うとともに、様々な自主イベントを開催している。

イ 飲食事業

（ア）レストランの運営

「レストラン ル・ジャルダン」（世田谷美術館内）

(イ) 喫茶の運営

「コーヒーショップ ルソー弦巻」(教育会館内)、「セタビカフェ」
(世田谷美術館内)、「さくらかふえ」(砧総合支所内)

ウ IT支援事業

区公共システムの運用支援・オペレーション業務、区サポートセンター
「世田谷サービスデスク」の運営等による区情報システム利用者支援業務、
区の外郭団体である公益財団法人せたがや文化財団の公益システム運用支
援業務等を行っている。

エ エフエム世田谷放送事業

コミュニティ放送局として、エフエム世田谷(周波数83.4メガヘルツ)
の放送事業を行っている。

平成30年度決算状況(平成29年度決算状況)

ア 損益の状況

単位：千円

科目	平成30年度	平成29年度
(A) 売上高	3,571,349	3,443,476
(B) 売上原価	3,287,731	3,229,118
(C) 販売費及び一般管理費	220,156	193,937
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	63,461	20,422
(E) 営業外収益	55,074	53,811
(F) 営業外費用	316	318
(G) 経常利益 (D) + (E) - (F)	118,219	73,915
(H) 特別利益	148	0
(I) 特別損失	43	752
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	118,324	73,163
(K) 法人税等	21,721	11,291
(L) 当期純利益 (J) - (K)	96,603	61,871

注：決算状況(損益の状況)は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

イ 株主資本等変動（繰越利益剰余金の状況）

単位：千円

	平成30年度	平成29年度
(A) 当期首残高	557,491	531,219
(B) 剰余金の配当	35,600	35,600
(C) 当期純利益	96,603	61,871
(D) 当期変動額 (B) + (C)	61,003	26,271
(E) 当期末残高 (A) + (D)	618,494	557,491

注：決算状況（繰越利益剰余金の状況）は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

注：剰余金の配当は、前期の利益剰余金を原資とし、効力発生日を当期とする。なお、平成30年度の利益剰余金を原資とした配当の効力発生日は翌期で、配当金総額は4,450万円である。

(3) 区の財政援助等

出資

区は、昭和60年4月の株式会社設立に当たり、5,000万円を出資し、平成元年度に2億円を増資した。その後、世田谷サービス公社は平成3年度から平成5年度までに各年度5,000万円ずつ公社利益金の資本組入れを行い、資本金は4億円となった。

また、平成8年2月には民間資本導入により、4,500万円が増資され、現在の資本金総額は4億4,500万円となっている。

区は、発行済株式の総数8,900株のうち8,000株を有し、議決権比率は89.89%である。

公の施設の管理

区は、世田谷区民会館については平成28年度から平成30年度まで、及び令和元年度、北沢区民会館については平成30年度から令和4年度まで、世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」及び北沢区民会館別館「梅丘パークホール」については平成28年度から令和2年度まで、砧区民会館については令和元年度から令和5年度まで、世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。

平成30年度の指定管理料は、合計8,293万2,565円となっている。そのうち、今回監査対象とした北沢区民会館（世田谷区北沢二丁目8番18号）の指定管理料は2,561万4,259円である。

また、世田谷区民会館、北沢区民会館、砧区民会館については、利用料金制を導入している。平成30年度の利用料金収入の合計は1億927万2,315円で、そのうち、北沢区民会館の利用料金収入は5,608万1,445円である。

北沢区民会館の平成30年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	25,614,259	施設管理運営費 (うち人件費)	70,815,677 (35,894,948)
利用料金収入	56,081,445		
自主事業収入	2,477,100	自主事業経費	3,451,665
合計	84,172,804	合計	74,267,342
		収支差額	9,905,462

注：収支状況の金額は税抜きで記載した。

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷サービス公社に対して、次のとおり行政財産の使用を許可し、使用料を免除している。

面積単位：㎡

所在（名称）	種類	面積	目的
世田谷四丁目21番27号 (世田谷区役所)	建物	0.25	郵便切手等の販売
北沢二丁目8番18号 (北沢タウンホール)	建物	0.25	区外郭団体刊行物の販売、チケット販売等
北沢二丁目8番18号 (北沢タウンホール)	建物	0.16	ペットボトルキャップ回収
豪徳寺二丁目28番3号 (厚生会館)	建物	109	「紙の地産地消」事業
成城六丁目2番1号 (砧総合支所)	建物	0.16	ペットボトルキャップ回収

南烏山六丁目2番19号 (烏山区民センター)	建物	0.16	公衆電話の設置
南烏山六丁目2番14号 (烏山総合支所)	建物	0.15	ペットボトルキャップ回収

また、区は、世田谷サービス公社に対して、次のとおり建物等の一部を無償で使用することを承認している。

面積単位：㎡

所在(名称)	種類	面積	目的
太子堂二丁目16番7号 (世田谷区役所三軒茶屋分庁舎)	建物	0.15486	ペットボトルキャップ回収
玉川一丁目20番21号 (玉川総合支所二子玉川庁舎B棟)	施設	0.25	区外郭団体刊行物の販売、チケット販売等
等々力二丁目28番5号 (玉川総合支所等々力庁舎)	事務所	0.15	ペットボトルキャップ回収

3 監査の結果

監査の結果、株式会社世田谷サービス公社における事業運営及び監査対象とした公の施設である北沢区民会館の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月24日

実施内容 世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年12月11日、19日

実施内容 世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和元年11月18日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区社会福祉協議会の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区成城六丁目3番10号

設立目的

世田谷区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

組織（令和元年9月30日現在）

理事会 25人（会長1人、副会長6人、常務理事1人、理事17人）

監事 3人

評議員会 60人

事務局 190人（常勤76人、嘱託74人、臨時40人）

事務局長（常務理事兼務） 1人

事務局次長（地域福祉課長兼務） 1人

総務課 13人

地域福祉課 50人

地域社協課 88人

権利擁護支援課 19人

自立生活支援課 18人

主な事業内容

ア 法人運営事業

（ア）組織運営事業

組織力向上を目的に各種研修を実施するとともに、福祉サービスの向上を目指し、第三者委員による「サービス向上委員会」を開催している。

（イ）企画研究・広報事業

事業や活動が広く区民に理解されるよう、広報紙、ホームページ及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など多様な媒体を活用して積極的な広報に努めている。

イ 地域福祉事業

（ア）地区福祉活動支援事業

身近な地区での住民主体による見守りや支えあい活動の拡充に向けて、各地区社会福祉協議会の運営や事業を支援している。また、地域資源開発事業では、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターと連携し、「福祉の相談窓口」やアウトリーチによる相談支援を行っている。加えて、関係機関等との連携により課題の解決を図るとともに、地域の活動団体や福祉施設・事業所や福祉関係NPO団体等と協働し、福祉のまちづくりや新たなサービスの創出に取り組んでいる。

（イ）地域社協活動事業

地域・地区における住民主体の福祉活動の推進に向けて、地域社協福

社推進協議会の運営支援、地域福祉推進大会の開催、地域・地区における交流・啓発、地域活動拠点の管理等を行っている。

(ウ) 地域支えあい活動支援事業

ふれあい・いきいきサロン（高齢者や障害者、子育て中の方の交流等を目的とする活動）、支えあいミニデイ（会食等を中心に高齢者の介護予防を目的とする活動）による仲間づくりの支援や子ども食堂ネットワーク事業（食の支援を必要とする子どもや家族に定期的な食事と安心な居場所を提供している子ども食堂の運営支援）、せたがやはいかいSOSネットワーク（携帯電話等のメールの活用や商店会との連携による認知症等の高齢者等の早期発見・早期保護）等を行い、住民相互の支えあい、見守りの推進に取り組んでいる。

(エ) 福祉活動団体助成事業

地域福祉の推進を目的として活動する団体等に対して助成を行っている。

(オ) 地域福祉人材育成事業

地域における住民相互の支援活動を推進するため、地区サポーターへの登録、福祉学習の実施、地区活動入門講座の開催等を通じて地域福祉活動の新たな人材の確保・育成に取り組んでいる。

(カ) 日常生活支援事業

日常生活に援助が必要な高齢者や障害者等のニーズに対応できるよう、住民同士の支えあいによる家事支援・生活支援・外出支援などの日常生活支援サービスを提供するとともに、適切なサービスにつなげる日常生活支援センターを運営している。

(キ) 子育て支援事業

住民同士の支えあいによる子育て支援を行う世田谷区ファミリー・サポート・センター事業等を区から受託している。

(ク) 障害者支援事業

障害者の自立及び社会参加を促進するため、福祉喫茶（3店舗）を運営している。福祉喫茶では、一般就労を目指す障害者が援助者の支援を受けながら保護的就労事業の一環として就労している。

(ケ) 歳末たすけあい運動事業

共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団、地区社会福祉協議会、世田谷区等の協力による募金活動を行い、支援を要する世帯、要介護高齢者等を介護する世帯等への見舞金や地域支えあい活動に活用している。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対して、自立相談支援や家計相談等を行う生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の運営を行っている。また、住居確保給付金及び受験生チャレンジ支援貸付等の受付業務並びに生活困窮の子どもへの学習支援事業等を行っている。

エ 貸付金等事業

一時的な困窮状態にある住民に対して貸付を行うとともに、緊急一時的な場合は資金を給付している。

オ 成年後見推進事業

(ア) あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢や障害等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援している。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

区からの受託により成年後見センターにおいて、相談や利用支援、情報提供、弁護士専門相談、区民成年後見人の養成研修等を実施し、区民の成年後見制度の利用を支援している。

(ウ) 法人による成年後見事業

世田谷区社会福祉協議会が法人として後見人となり法人後見、任意後見を受任している。また、セミナーや老い支度講座等を開催し、各種制度などの啓発に取り組んでいる。

平成30年度決算状況（平成29年度決算状況）

単位：円

科目	平成30年度	平成29年度
(A) サービス活動収益計	1,123,112,810	1,092,992,628
(B) サービス活動費用計	1,083,202,711	1,148,605,264
(C) サービス活動増減差額 (A) - (B)	39,910,099	55,612,636
(D) サービス活動外増減差額	1,768,127	2,866,755
(E) 経常増減差額 (C) + (D)	41,678,226	52,745,881
(F) 特別増減差額	36,633,699	320,641
(G) 当期活動増減差額 (E) + (F)	78,311,925	53,066,522

(H) 前期繰越活動増減差額	195,350,928	224,564,582
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G) + (H)	273,662,853	171,498,060
(J) その他の積立金取崩額	23,408,673	59,470,328
(K) その他の積立金積立額	119,316,108	35,617,460
(L) 次期繰越活動増減差額 (I) + (J) - (K)	177,755,418	195,350,928

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

区は、平成30年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

区分・内容	補助対象事業費	補助金額
法人運営事業 組織運営事業に係る人件費、事務費	289,514,084	76,832,000
地域福祉事業 地区社協活動支援事業、地域社協活動事業、地域支えあい活動支援事業等に係る人件費、事務費	405,149,536	234,089,894
支えあいミニデイ事業 支えあいミニデイ活動支援に係る助成金	7,778,750	7,778,750
生活困窮者自立相談支援事業 生活福祉資金貸付事務事業に係る人件費、事務費	29,529,471	9,420,694
貸付金等事業 貸付金等事業に係る人件費	6,156,412	2,843,128
成年後見推進事業 福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度利用支援事業に係る人件費、事務費	81,590,201	31,871,370
合計	819,718,454	362,835,836

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、世田谷区社会福祉協議会に対して、次のとおり行政財産の使用を許可

し、又は普通財産の貸付を行い、使用料等を免除している。

面積単位：m²

所在（名称）	種類	面積	目的
成城六丁目3番10号 （成城六丁目事務所棟3階から5階）	建物	580.47	世田谷区社会福祉協議会事務所
成城六丁目3番10号 （成城六丁目事務所棟1階ひさし側面）	建物	8.1	世田谷区社会福祉協議会事務所の周知
成城二丁目3番15号 （成城二丁目事務所棟）	建物	61.5	砧地域社会福祉協議会事務所
成城六丁目2番1号 （砧総合支所地下）	土地	21	砧地域社会福祉協議会駐車場、駐輪場
南烏山六丁目2番14号 （烏山総合支所地下）	建物	17.43	烏山地域社会福祉協議会駐車場、倉庫
駒沢二丁目3番25号 （駒沢中学校支えあいルーム）	建物	127.8	地域支えあい活動支援
池尻二丁目4番10号 （池尻小学校ふれあいルーム）	建物	73.66	地域支えあい活動支援
下馬三丁目1番9号 （下馬三丁目保育施設2階 下馬ふれあいルーム）	建物	111.40	地域支えあい活動支援
上馬二丁目1番13号 （上馬塩田ふれあいの家）	建物	156.50	地域支えあい活動支援
若林四丁目3番8号 （ひだまり友遊会館1階 若林ふれあいルーム）	建物	186.60	地域支えあい活動支援
野沢四丁目1番19号 （野沢ふれあいの家）	建物	225.50	地域支えあい活動支援
松原二丁目2番18号 （松原ふれあいの家）	建物	121.73	地域支えあい活動支援
松原三丁目2番10号 （松原西ふれあいの家）	建物	125.31	地域支えあい活動支援
中町五丁目1番2号 （中町ふれあいの家）	建物	125.63	地域支えあい活動支援

宇奈根一丁目38番2号 (宇奈根ふれあいの家)	建物	144.38	地域支えあい活動支援
砧八丁目26番33号 (砧くちなしふれあいの家)	建物	129.30	地域支えあい活動支援
成城三丁目13番25号 (成城ふれあいの家)	建物	125.87	地域支えあい活動支援
八幡山一丁目11番10号 (八幡山ふれあいの家)	建物	99.90	地域支えあい活動支援
南烏山二丁目22番7号 (南烏山ふれあいの家)	建物	149.05	地域支えあい活動支援
用賀四丁目38番16号 (用賀地区会館2階 用賀ふれあ いルーム)	建物	76.0	地域支えあい活動支援
東玉川一丁目19番15号 (東玉川地区会館1階 東玉川ふ れあいルーム)	建物	77.15	地域支えあい活動支援
桜新町一丁目30番14号 (桜新町区民集会所1階 桜新町 ふれあいルーム)	建物	78.67	地域支えあい活動支援
祖師谷三丁目21番1号 (祖師谷三丁目福祉施設3階 祖 師谷支えあいルーム)	建物	183.41	地域支えあい活動支援
赤堤五丁目31番5号 (松沢まちづくりセンター1階)	建物	55.60	福祉喫茶事業
赤堤五丁目31番5号 (松沢まちづくりセンター1階)	建物	4.5	福祉喫茶事業(販売)
祖師谷三丁目10番4号 (砧図書館)	建物	42.174	福祉喫茶事業
南烏山一丁目10番10号 (世田谷文学館1階)	建物	60	福祉喫茶事業
千歳台六丁目16番11号 (千歳台六丁目保育施設 千歳ふ れあいルーム)	建物	106.40	地域支えあい活動支援
等々力二丁目33番14号 (等々力二丁目保育施設 等々力 ふれあいルーム)	建物	104.62	地域支えあい活動支援

また、区は、世田谷区社会福祉協議会に対して、玉川地域社会福祉協議会事務所及び掲示板設置のため、玉川総合支所二子玉川庁舎の施設の一部（世田谷区玉川一丁目20番21号、64.15㎡）を無償で使用することを承認している。

さらに、区は、世田谷区社会福祉協議会に対して、飲料等自動販売機設置場所として、砧総合支所ほか17施設（31台分）の建物の一部の貸付等を行い、使用料等を免除している。

3 監査の結果

監査の結果、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会に対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人泉会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、主として、泉の家（世田谷区岡本二丁目33番23号）における障害福祉サービス事業に関する平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月17日

実施内容 泉会及び担当所管部である障害福祉部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年11月27日、12月12日

実施内容 泉会及び担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

なお、福祉施設等支援事業助成金については、関係書類に基づき、担当所管部である保健福祉部への調査を行った。

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した泉会の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区岡本二丁目33番23号

沿革

昭和29年に泉会を設立、社会福祉法人としての認可は昭和32年11月に受けている。障害福祉サービス事業等を行っており、生活介護及び就労継続支援B型等の事業を、自主事業として区内2箇所の施設で、指定管理者と

して2箇所の区立施設で実施している。また、短期入所事業、共同生活援助事業、相談支援事業等を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、障害者施設の運営に関して、平成30年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
介護・訓練等給付事業補助金		
泉の家	161,828,723	68,499,078
コイノニアかみきた	49,683,033	1,827,890
短期入所事業等運営費補助金		
泉の家	15,844,908	5,372,000
障害者(児)施設整備費補助金		
泉の家	4,000,000	744,000
コイノニアかみきた	460,605,195	15,831,000
福祉施設等支援事業助成金		
泉の家	123,980	123,980
都事業活用による障害者施設の設置及び運営に係る土地賃借料補助金		
コイノニアかみきた	1,860,202	1,860,202
知的障害者等グループホーム運営費補助金		
グループホームこいのにあ	19,189,175	1,161,976
合計	713,135,216	95,420,126

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、泉会に対して、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業の実施のため、岡本福祉作業ホームの建物の一部(岡本二丁目33番24号、6.903㎡)の使用を許可し、使用料を免除している。

3 監査の結果

監査の結果、社会福祉法人泉会に対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人なごみ福祉会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、主として三宿の杜なごみ保育園（世田谷区太子堂三丁目27番24号）における認可保育所に係る補助事業に関する平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月24日

実施内容 なごみ福祉会及び担当所管部である保育担当部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年11月13日、12月17日

実施内容 なごみ福祉会及び担当所管部である保育担当部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したなごみ福祉会の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤三丁目9番2号

沿革

昭和56年3月に設立認可され、保育所運営事業、障害福祉サービス事業、相談支援事業、一時預かり事業、障害児通所支援事業、地域子育て支援拠点事業等の社会福祉事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、認可保育所の運営に関して、平成30年度に、次のとおり補助を行っ

た。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
保育士等宿舍借上げ支援事業補助金		
三宿の杜なごみ保育園	13,035,209	9,527,520
太子堂なごみ保育園	21,767,821	16,734,470
梅丘なごみ保育園	14,799,674	11,586,210
北烏山なごみ保育園	22,764,291	16,491,200
保育士等処遇改善助成金		
三宿の杜なごみ保育園	1,640,000	1,640,000
太子堂なごみ保育園	2,470,000	2,470,000
梅丘なごみ保育園	1,500,000	1,500,000
北烏山なごみ保育園	2,520,000	2,520,000
保育所等業務効率化推進事業補助金		
三宿の杜なごみ保育園	876,960	876,960
太子堂なごみ保育園	976,860	976,860
北烏山なごみ保育園	677,160	677,160
定期利用保育事業補助金		
三宿の杜なごみ保育園	4,077,625	2,513,625
合計	-	67,514,005

注：補助対象事業費については、一部、他の補助金と重複する部分があるため、合計は記載しない。

なお、区は、障害者施設の運営に関する補助金として、知的障害者等グループホーム運営費補助金、短期入所事業等運営費補助金を、合計2,426万8,000円支出している。

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、なごみ福祉会に対して、北烏山障害者施設「ここから」の事業用地として、世田谷区北烏山三丁目11番、874.16㎡の土地を無償で貸し付けている。

3 監査の結果

監査の結果、社会福祉法人なごみ福祉会に対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

株式会社ニチイ学館

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、主としてニチイキッズ三軒茶屋保育園（世田谷区三軒茶屋一丁目2番21号 アミックビル1、2階）における認証保育所運営事業に関する平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

実施日 令和元年11月26日、12月16日、17日

実施内容 ニチイ学館及び担当所管部である保育担当部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したニチイ学館の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

千代田区神田駿河台二丁目9番地

沿革

昭和48年8月に設立され、医療関連事業、介護事業、保育事業、ヘルスケア事業等を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、認証保育所及び認可保育所の運営に関して、平成30年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
認証保育所運営費補助金		
ニチイキッズ三軒茶屋保育園	85,092,947	48,836,520

保育士等キャリアアップ補助金		
二チイキッズ三軒茶屋保育園	6,897,000	6,897,000
二チイキッズ深沢坂上保育園	6,059,000	6,059,000
保育力強化事業補助金		
二チイキッズ三軒茶屋保育園	1,608,000	1,608,000
保育士等宿舍借上げ支援事業補助金		
二チイキッズ三軒茶屋保育園	1,956,000	1,632,160
二チイキッズ深沢坂上保育園	7,260,328	5,840,900
保育士等処遇改善助成金		
二チイキッズ三軒茶屋保育園	840,000	840,000
二チイキッズ深沢坂上保育園	1,060,000	1,060,000
保育推進事業補助金		
二チイキッズ深沢坂上保育園	2,204,000	2,204,000
定期利用保育事業補助金		
二チイキッズ深沢坂上保育園	808,790	269,875
合計	-	75,247,455

注：補助対象事業費については、一部、他の補助金と重複する部分があるため、合計は記載しない。

3 監査の結果

監査の結果、株式会社二チイ学館に対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

アイカタ株式会社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、いいほいくえん用賀（世田谷区用賀三丁目12番19号）における認証保育所運営事業に関する平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

実施日 令和元年12月4日、12月16日

実施内容 アイカタ及び担当所管部である保育担当部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したアイカタの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

目黒区緑が丘二丁目16番11号

沿革

平成19年4月に設立され、認証保育所（区内1園）、認可保育所（区外1園）の運営等を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、認証保育所の運営に関して、平成30年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
認証保育所運営費補助金	96,052,129	54,731,520
保育士等キャリアアップ補助金	7,166,000	7,166,000
保育力強化事業補助金	1,448,000	1,448,000

保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	13,077,040	8,618,680
保育士等処遇改善助成金	1,080,000	1,080,000
合計	-	73,044,200

注：補助対象事業費については、一部、他の補助金と重複する部分があるため、合計は記載しない。

3 監査の結果

監査の結果、アイカタ株式会社に対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、保育士等処遇改善助成金の交付申請において、対象職員の要件となる「1日6時間以上かつ月20日以上勤務していること」を満たしていない職員が平成30年4月分の対象職員に含まれていたことから、助成金が過大に交付されていたことが判明した。過大交付分については、既に区に返還されたことを確認した。

なお、認証保育所運営費補助金においても、補助金の交付額には影響はなかったが、平成30年度の認証保育所運営費補助金交付申請書に添付された平成30年4月1日現在の「認証保育所職員名簿」に、育児休業中により同月初日に在籍していない職員が記載されていた。

区においては、補助金の交付に当たり、算定の基礎となる対象職員等を正確に把握し、補助金の額に誤りがないよう、確認を徹底されたい。

株式会社Macocco

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、三茶こっこ保育園（世田谷区太子堂一丁目12番40号 グレート王寿ビル2階）における認証保育所運営事業に関する平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月16日

実施内容 Macocco及び担当所管部である保育担当部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年11月28日、12月16日

実施内容 Macocco及び担当所管部である保育担当部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したMacoccoの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区太子堂一丁目12番40号 グレート王寿ビル2階

沿革

平成29年5月に設立され、認証保育所(区内1園)の運営を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、認証保育所の運営に関して、平成30年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の種類	補助対象事業費	補助金額
認証保育所運営費補助金	89,219,074	47,906,720
保育士等キャリアアップ補助金	6,447,000	6,447,000
保育力強化事業補助金	1,014,000	1,014,000
保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	6,894,266	4,550,790
保育士等処遇改善助成金	1,080,000	1,080,000
合計	-	60,998,510

注：補助対象事業費については、一部、他の補助金と重複する部分があるため、合計は記載しない。

3 監査の結果

監査の結果、株式会社Macoccoに対する補助金に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

株式会社ホテルオークラエンタープライズ

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、スカイキャロット展望ロビー（世田谷区太子堂四丁目1番1号）の管理運営に係る事業を対象に、平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月22日

実施内容 ホテルオークラエンタープライズ及び担当所管部である世田谷総合支所への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年11月8日、12月9日

実施内容 ホテルオークラエンタープライズ及び担当所管部である世田谷総合支所への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和元年11月8日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したホテルオークラエンタープライズの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

港区虎ノ門二丁目10番4号

沿革

昭和48年7月に設立され、ホテル、宿泊施設、料飲施設等の運営、業務

の受託及び技術指導などを行っている。平成29年10月からスカイキャロット展望ロビーの指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、スカイキャロット展望ロビーについて、平成29年10月から令和4年度まで、ホテルオークラエンタープライズを指定管理者として指定している。

平成30年度の指定管理料は、378万2,160円である。

また、本施設は利用料金制を導入しており、平成30年度の利用料金収入は2億3,732万2,633円である。

スカイキャロット展望ロビーの平成30年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料 (修繕費)	3,782,160	施設管理運営費 (うち人件費)	227,220,248 (98,731,979)
利用料金収入	237,322,633		
自主事業収入	4,939,466	自主事業経費	1,667,791
		修繕費	3,782,160
		本部事務経費	19,380,967
合計	246,044,259	合計	252,051,166
		収支差額	6,006,907

3 監査の結果

監査の結果、株式会社ホテルオークラエンタープライズにおける監査対象とした公の施設であるスカイキャロット展望ロビーの管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

株式会社オーエンス

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」(世田谷区池尻二丁目3番11号)の管理運営に係る事業を対象に、平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月20日

実施内容 オーエンス及び担当所管部である生活文化部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年11月25日、12月6日

実施内容 オーエンス及び担当所管部である生活文化部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和元年11月25日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したオーエンスの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー

沿革

昭和34年6月に設立され、主にPPP(官民連携)事業、ビル管理事業、スポーツ・文化施設運営管理事業、レストラン関連事業などを行っている。平成30年度から健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の指定管

理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」について、平成30年度から令和4年度まで、オーエンスを指定管理者として指定している。

平成30年度の指定管理料は、5,977万4,000円である。

また、本施設は利用料金制を導入しており、平成30年度の利用料金収入は2,883万9,985円である。

健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の平成30年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	59,774,000	施設管理運営費 (うち人件費)	89,481,779 (43,938,534)
利用料金収入	28,839,985		
自主事業収入	3,144,600	自主事業経費	1,168,084
その他の収入	1,139,491	その他の支出	8,569,677
合計	92,898,076	合計	99,219,540
		収支差額	6,321,464

3 監査の結果

監査の結果、株式会社オーエンスにおける監査対象とした公の施設である健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人大三島育徳会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって区民福祉の向上に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、玉川福祉作業所（世田谷区玉川一丁目7番2号）及び玉川福祉作業所等々力分場（世田谷区等々力二丁目13番4号）の管理運営に係る事業を対象に、平成30年度及び令和元年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和2年1月15日

実施内容 大三島育徳会及び担当所管部である障害福祉部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和元年11月21日、12月3日

実施内容 大三島育徳会及び担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和元年11月21日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した大三島育徳会の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区鎌田三丁目16番6号

沿革

平成12年11月に社会福祉法人として設立認可され、第一種及び第二種社会福祉事業である高齢・障害福祉サービス事業等を行っている。

平成17年度から玉川福祉作業所及び玉川福祉作業所等々力分場の指定管理者の指定を受け、障害者総合支援法に基づく、就労継続支援B型、就労移行支援及び就労定着支援（玉川福祉作業所等々力分場は就労継続支援B型）の事業を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、玉川福祉作業所及び玉川福祉作業所等々力分場について、平成27年度から令和元年度まで、大三島育徳会を指定管理者として指定している。なお、令和2年度から令和6年度までについても、大三島育徳会を指定管理者として指定している。

平成30年度の指定管理料は、1億6,334万9,181円である。

玉川福祉作業所及び玉川福祉作業所等々力分場の平成30年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	163,349,181	施設管理運営費 (うち人件費)	152,615,484 (105,836,569)
その他収入	14,527,233	その他経費	23,362,290
合計	177,876,414	合計	175,977,774
		収支差額	1,898,640

(4) 公有財産等の使用・貸付に伴う使用料等の免除に係る状況

区は、大三島育徳会に対して、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業の実施のため、玉川福祉作業所の建物の一部(10.89㎡)の使用を許可し、使用料を免除している。

3 監査の結果

監査の結果、社会福祉法人大三島育徳会における監査対象とした公の施設である玉川福祉作業所及び玉川福祉作業所等々力分場の管理に関する出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

